

# 大分豊寿苑居宅介護支援事業所 こいけばる

## 重要事項説明書

### 1 事業所の概要

事業所名	大分豊寿苑居宅介護支援事業所 こいけばる
所在地・連絡先	大分市大字小池原字池ノ内1021番地 TEL (代表) 097-547-7101
事業所指定番号	大分市 4470110091
管理者	高見 麻美
通常の事業の実施地域	大分市

### 2 事業所の職員体制

職種	業務内容	配置人数
管理者 主任介護支援専門員	業務、職員の管理 居宅サービス計画作成 苦情受付	1名 (常勤兼務)
介護支援専門員	居宅サービス計画作成 連絡調整、給付管理	3名 (常勤専従)

### 3 営業時間

区分	平日 (土曜日)
営業時間	8:30~17:30

(注) ただし、国民の祝日、年末年始(12/31~1/2)は、お休みとします。

○H21年4月1日から24時間連絡体制開始

連絡先 TEL 097-547-7101

### 4 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- (2) 利用者の居宅が通常の事業実施地域以外の場合は、交通費片道100円を請求いたします。
- (2) お客様のご都合により、介護保険給付に制限が生じた場合は、いったん利用料をお支払いいただき、市役所にて払い戻しを受けていただく場合があります。

項目	要介護1～2	要介護3～5
居宅介護支援（Ⅰ）	1086単位	1411単位
初回加算	300単位	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位	
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位	
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450単位	
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位	
退院・退所加算（Ⅲ）	900単位	
通院時情報連携加算	50単位	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	
特定事業所加算（Ⅱ）	421単位	
特定事業所医療介護連携加算	125単位	

※1単位 10円

#### 5 居宅介護支援の提供方法、内容

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者の自宅、その他認められる場所
- (2) 重要事項説明及び契約書の締結（契約開始）
- (3) アセスメント（23標準課題分析項目方式使用）
- (4) 担当の介護支援専門員による居宅サービス計画の作成
- (5) 居宅サービス計画に対するご利用者の同意（保険者に提出）
- (6) 居宅サービス計画に基づくサービス事業者の選定
- (7) サービス担当者会議の開催 事業所内、必要に応じて利用者の居宅
- (8) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- (9) モニタリングの結果記録 最低月1回

#### 6 事業の目的

社会医療法人敬和会が開設する 大分豊寿苑居宅介護支援事業所 こいけばる が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保すること及び、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、介護保険法の基準原理に基づき、適正な居宅介護支援を行うことを目的とします。

#### 7 運営方針

- (1) 介護支援専門員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるように配慮して行います。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行います。  
※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- (5) 集合住宅と同一敷地内等の特定の事業者のサービス利用のみを利用者やご家族の意志に反してケアプランに位置付けないこととします。

## 8 秘密保持

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (3) 従業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るようにします。

## 9 事故発生時の対応

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

## 10 記録に関する整備

事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとします。

## 11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (6) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

○ 人権擁護、虐待防止等の防止については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談コーナー	電話番号	097-547-7101
	fax番号	097-547-9080
	虐待防止責任者	高見 麻美
	対応時間	24時間体制

## 1.2 苦情処理の体制

当事業所に対する苦情は面接、電話、意見箱、書面により苦情受付担当者が受け付けます。

苦情受付責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

苦情受付責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項については一定期間後その結果を報告します。

○ サービスに関する苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様苦情コーナー	電話番号	097-547-7101
	fax番号	097-547-9080
	苦情受付責任者	高見 麻美
	対応時間	24時間体制

○ 公的機関においても、苦情申し立てができます。

大分市 長寿福祉課	所在地	大分市荷揚町2番31号
	電話番号【代表】	097-534-6111
	対応時間	月～金 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地	大分市大手町2丁目3番12号 市町村会館
	電話番号【代表】	097-534-8470
	対応時間	月～金 8:30～17:00

## 1.3 質の高いケアマネジメントの確保について

- (1) 研修計画を立て、ケアマネジメントの向上に資するように研修に参加します。
- (2) 他法人が運営する居宅介護支援事業所との共同の事例検討会・研究会等を実施します。
- (3) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会議等へ参加します。

## 1.4 医療機関との連携促進について

医療機関における利用者の円滑な入退院支援に資するように以下の内容をご本人、

